

Title	F・フェデリチ編著『獨逸自由主義』：カントよりマンに至る政治理念の展開
Sub Title	Der deutsche Liberalismus : die Entwicklung einer politischen Idee von Immanuel Kant bis Thomas Mann
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.5 (1953. 5) ,p.63- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530515-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Federico Federici :

Der Deutsche Liberalismus

——Die Entwicklung einer Politischen Idee von
Immanuel Kant bis Thomas Mann——

1946, Zürich 465 Seiten.

F・フェデリチ編著

『獨逸自由主義』

——カントよりライオンに至る政治理念の展開——

一 一般に自由主義という政治理念を考察する場合、それが資本主義經濟體制の理論的支柱であり、又近代民主政治の根本理念であるという事はここに贅言を要せぬと思う。

しかし、この意味での自由主義は、A・スミス、ユブデン等の經濟理論における自由放任學說と共に、J・ミル、T・H・グリーン等の自由主義政治學說を内包する英國社會思想史に、その背景のある事も亦一般通念であると考えられる。

即ち、「自由」をその形式的側面において、一應の概念規定をすることが可能であつても、その個々の具體的内容においては、時間的及び空間的に不變な固定的概念ではない。即ち、その背景となる基

盤社會の種々の條件に制限されて、多様な様相を示すものであらう。これらの諸問題を前提として、F・フェデリチの編著「獨逸自由主義——イマヌエル・カントよりトーマス・マンに至る政治理念の展開——」を紹介してみようと考ええる。

二 編著者フェデリチは、その一九四四年に記した前言として、當著の内容、及び構成について次のようなことを述べている。

「當面する著述は、獨逸自由主義史を完全に敘述するのが目的ではなく、選集 (Anthologie) の形態で秀れた、文學的、歴史的ナキストを集めることが目的である。即ち、かの政治的思潮に關連した所のものであり、これは寧ろ、それにふさわしい Legende に屬すると考えられる人々の、著述及びその思想を、並列的に提出することによつて、それが獨逸自由主義史における位置を明確にし、それによつてその發展史を解明するのを妥當と考える。換言すると、各々の思想家の本質的立場と、特殊な問題についての解釋を、章を分つて精選したものである。即ち、その各思想家の存在意義と、並にその Umwelt を具現せんとする試作である。そこで讀者は、その程度如何に個々の思想家が、自ら主體的に擔つたその固有な世界のうちにあつて、且又、彼らをとりにまく環境において、種々の現象形態を如何に評價してゐたかを確實に認識しようものと考ええる。結論として一般的な Richtlinien を述べれば、全體に對しての、個々の座標 (Aspekt) を總括的に把握すべきであると考えらるゝ。」「(Vorwort; F. F) 以下の前記によつて明瞭である。」「著者は、著者の思想にめとすいた、カントよりマンに至る獨逸自由主義政治理念の展開の研究ではなく、編著者フェデリチの歴史觀によつて、

集成された各思想家の「自由主義及びその周邊」に關する一種の Readings である。

三 以上によつて、當著の形式について略記したが、次にその内容について紹介したい。内容及び構成を一括して挙げれば、次のようである。

#1 I. Kant, W. von Humboldt, J. G. Fichte, F. K. F. vom Stein, K. A. von Hardenberg, E. M. Arndt, K. von Rotbeck, J. von Görres, A. von Feuerbach, G. W. F. Hegel, F. C. Dahlmann, J. Grimm, 等の一連の思想家の著作のうち、各々二、三編の自由主義に關する論説が掲載してある。一例を挙げれば、フエヒテに關しては「[Denkfreiheit] (思惟自由)」、ホルテンベルグ・ゾマーリヌに關しては「Verpflichtung zum Kriegsdienste」(兵役の義務)、ロナッタは「Vorschläge zur Nationalwehr」(國防に關する諸提案)、デーレンスでは「Freiheit der Meinungsäußerung」(言論の自由)、『ヘーゲルでは、その數編を擧げてゐる。

これらの諸作品の提示に次で、編著者は章及び節に分けて、當著についての理解に便を興えてゐる。

便宜上、章を當初に掲げてみたい。

- (a) Freihandel und Zollrecht (自由貿易及び保護關稅)
- (b) Das Junge Deutschland
- (c) Das Staatslexikon
- (d) Der Preussische Vereinigte Landtag (プロシヤ連邦議會)

- (e) Die Frankfurter Nationalversammlung (フランクフルト国民會議)
 - (f) Konstitutionalismus und Parlamentarismus (立憲政治と議會政治)
 - (g) Die Neue Aera und Die Bildung der Liberalen Parteien. (新世界と諸自由政黨の形成)
 - (d) Der Kulturkampf (文化闘争……筆者註、プロキヤンローテ教會闘争の闘争)
 - (h) Fürst von Bismarck und Die Parteien (ビスマルクと諸政黨)
 - (j) Die Mängel der Bismarckschen Verfassung von 1871. (一八七一年ビスマルク憲法の諸缺點)
 - (k) Die Weimarische Verfassung. (ヴァイマル憲法)
- 以上が、他の著書の「本論」の各章に該当するものだが、それに加えて「一九三三年以降の獨逸民主政體」(Das Deutsche Demokratische Denken seit 1933) という一書は、Anhangとして掲載されてゐる。
- 次に、各章毎にどのような思想家の論作を、編著者が選出したかを紹介するのが、順序を考へる。(a)自由貿易と保護關稅に於ては、John. Prince-Smith, Karl. Biedermann, F. List を擧げ、そのほか、例を引くとすれば、「Von der Notwendigkeit des nationalen Schutzsystems zur Pflanzung der Manufakturkraft」(手工業企業の移植に關する國家保護關稅の必然性について)の論作を擧ぐ、(g)Das Junge Deutschland は、ついで

紹介と批評

- H. von...等のものを選出して置いた。以下簡略に述べるため、一括して前記の記號のみにて、各思想家及びその論點の二三例を擧示して置かぬ。
- (c) K. von. Rotteck: Konstitution
H. K. Jaup: Gründe für die Pressfreiheit (言論の自由についての諸提議)
 - (g) G. von Vincke: Rede über die Adresse an den König (國王に對する御國體書について)
 - (e) G. G. Gervinus: Der vierte Stand.
 - (d) R. von Mohl: Das Parlamentarische System.
 - (h) E. Lasker: Die Krisis des Jahres 1859.
E. Richter: Der Standpunkt der Fortschrittspartei (進進黨の主張)
 - (j) H. von Treitschke: Die politische beschränkte Freiheit (政治的制限自由)
 - R. von Gneist: Der Rechtsstaat.
 - (k) E. Lasker: Die Entstehung des Kulturkampfes. (文化闘争の起因)
 - (i) F. Naumann: Die Rettung der Persönlichkeit (人格の保存)
 - (j) Max weber: Bureaukratie und Politik
: Rücktritt des Kaisers (皇帝の退位)
 - (k) Hugo Preuss: Bundesstat oder Einheitsstaat?
Hugo Preuss: Demokratie und Parlamentarismus

G. Stresemann: Die Schuld des Bürgertums

G. Stresemann: Monarchie und Republik

「附録」の「Das Deutsche Demokratische Denken seit 1933」の章には、Arthur Rosenberg, Thomas Mann, Theodor Litt, Wilhelm Köpcke, 等の論説〔例を以て「Die Rolle der Kultur」(文化の役割) リットでは「Der Grundfehler des rassistischen Gedankens」(民族思想の根本的誤謬) シュタインハッゼンでは「Die Rolle der Propaganda」(宣傳の役割)〕が選出されている。しかし「將來の豫見」(Blick in die Zukunft)の項においては、前記のトーマス・マンの「自由の革新」等の主張を載せてその項を充當している。以上の骨格を理解する便として、編著者は「人名索引」及び「文獻索引」を掲載しており、その「人名索引」なども實に簡明なものである。

四 次に「序説」における編著者フエデリチの主張は、當著の各内容を知らずには是非紹介すべきであると考えるので記述する。

即ち、獨逸自由主義を理解するための各時代の區分と、それぞれの思想家の思想形式、思想内容は、獨逸自由主義思想發展の母胎となつた、所謂 Background を理解せねばならぬと思う。H・J・ラスキも一九三六年に著した「The Rise of European Liberalism」において、當初にヨーロッパ自由主義一般の政治的背景を取擧げている。

その意味より、今から提示する編著者の「序説」の内容を一言にして言へば、カントより現代(マンを以て代表とする)に至る「獨逸自由主義理念」の基礎社會的發展史——換言すれば、各時期の各

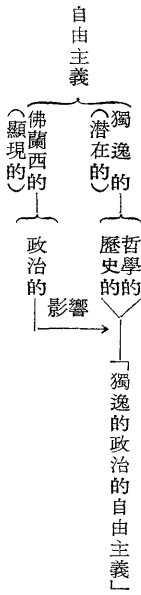
々の自由主義的思想は、如何なる條件のもとに胚胎し、而して結實したのであるか、又、その一應成立した一個の思想は、如何なる歴史的事件(勿論、内在的なものも外部的な壓力も、又その兩者の葛藤も含めて)によつて改變し、展開してゆくかという——その基礎社會の變遷史である。

然し、編著者の「序説」の内容を、全て紹介する事は不可能であるし、又その必要も認めぬ故に、當著を理解する上に、特に編著者フエデリチの力説せる點、及び筆者が一讀者として興味を抱いた點等を、成可く編著者の言葉並に思想を忠實に辿ることによつて提示したいと考へる。然し、それは直譯でなく、筆者の興えられた印象——言わば讀後感——を中心とせねばならぬとも考へる。

「自由の概念についての明瞭な概念規定は、實に最近のことであり、それは漸く、百年程以前からの努力によつて形成せられてきたのであつて、各々の思想家の新しい觀察點(Blickpunkt)は種々多様な葛藤、及び争闘の結果によつて、始めて形成されたものである。その發展の歴史は、吾人の文化形成の歴史というか、或は又、人間についての近代的理解の發展(我の自覺史:筆者註)を記述するといふ事である。それは、超世間的な世界(中世社會の意:筆者註)から脱却した近代社會について述べる事でもある。その偉大な最初の變革は、ルネッサンスであり、第二は、リホーメーションであり、第三段階はリベラリズムと稱する所のものである。ここで説く所の自由主義とは政治的思想としてのものであつて、それ以外の何者でもない。獨逸における自由主義を、他國のような政體としての自由主義(デモクラシー)として考へるのでなく、それを觀察する時に

二脈の Vorläufer を考えてみたい。一つは、哲學的であり、一つは政治的、歴史的自由主義である。最初の哲學的なものは、カントの Autonomie についての解釋及びその Gesetz als Autonomie と道徳との區別に存在するものである。即ち、Beweggrund (動機) による行動——その行動様式を法に適合すること、即ち、Legalität である。第二の概念は、獨逸固有なものもある事は、否定しえないが、獨逸以外の國家——即ち、佛蘭西等から轉化移植された理念によつて確立されたものである。政治的自由の概念も、獨逸傳來の思想のうち、その存在を否定することは出来ないけれども、それは通常理解するような政治的自由の理念とは稱し難い。

寧ろ、その傳來の存在は Freiheit と稱すべきものについてであつて、そのような意味でのものは、一定の階級の意識のうちか、或は個人の特權 (Vorrecht) に歸屬すべきものと考えられる。そして、このような自由は從來三つの立場によつて保持され、繼承されて來た。三者とは、貴族階級、僧侶階級 (Geistlichkeit) 及び第三階級である。(序説十三頁) 以上において、獨逸自由主義の系譜を、筆者の學び得た範圍で圖示してみると次のようなものと考える。



この所謂「獨逸的政治的自由主義の理念」について、フェデリチ

は、更にその成立の背景を究明する。「統一化せられた國民と主權の Gleichstellung (同位性或は同等性) によつて、新しい自由の概念が準備せられた。即ち、佛蘭西から轉化せられた自由主義理念の影響のもとに、政治的自由の課題が、更に強く登場して來たのである。即ち、各個人の政治的顯現的自由、換言すれば、絶對主義期の近代國家における「自由概念」の確立である。これは又、イエリネックの説く『als eine selbstberechtigte und daher auch von ihm (dem Staat) anzuerkennende stitliche und rechtliche Größe』(G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1905 s. 318) としての概念でもある。この自由の理念の登場は、その裏面において、市民が國家から戦いによつて獲得したものである。(Max. Adler の稱する Freiheit von Staat の觀念と同一の意と考えられる。筆者註) この自由概念は、自然法及び契約理論の媒体によつて具現化され、且つその存立を保證されたのであるが、前述したように英國的或は佛國的理想オロギーと、その運用の實際面によつて、誘導せられたものである。(序説一四頁) 更に、フェデリチは、カントとルソーの交流、フンボルトのパリ行、モンテスキュー等の政治理論による間接的影響を述べ、これらによつて、英國的政治生活の前提と Skelett が、獨逸的地盤に投影せられたことを論ずる。更に、フェデリチは、他の角度からも多角的に「理念としての獨逸自由主義」の形成を論じているが、ここでは省略して、次の段階に入りたい。

次の問題は、所謂「メッテルニヒヒ體制期」についてである。一八一四年九月より翌一五年六月迄の「ウィーン會議」は、當時、萌

芽期にあつたデモクラシー運動——政治的自由主義の發現形態——に對する抑壓作用を、その原則としたものであり、プロシヤ、イタリー、オーストリアにおけるリベラリストは、秘密結社による潜行運動の開始を餘儀なくされた。即ち「ウイーン會議のこの原則及び方法は、獨逸及び他の諸國民の期待を失望せしめたということによつて、それは獨逸における政治的生活に、百年以上の長期間、(二)のテーマを附與した。即ち、自由と統一である。」(序説一六頁)ここに於て、形成途上にあつた *Politische Freiheit* は新局面に遭遇したのである。その局面打開についての論は、今暫く措くとして、このメッテルニヒ體制下の政治思潮を考える必要がある。戦後の一般人心は、歴史上、法則化されたように明瞭である所の保守的雰圍氣を醸成し、所謂、ローマンチズム運動が興起してくる。その文藝的運動と共に、教會權の尊重が支配化し、君主神權説が支配的な *Political Principle* となり、ヘーゲル國家觀の現出に至るのである。以上の状態の解明のため、フェデリチは、更にその歴史的事實を考究する。「ウイーン會議によつて、獨逸は三邦國に分立し、それらの集合として *Deutscher-Bund* が結成され、*Bundes-Versammlung* が設置されたが、各邦國の分立と、オーストリア及びプロシヤの保守的絕對主義の制約によつて、獨逸統一は、架空の夢に過ぎず、當時の支配的理念は、『*status quo*』——(現狀維持)——であつた。この保守色濃厚な獨逸に於て、リベラリストは、必然的に戰鬪的ならざるを得なかつた。即ち、皇帝ナポレオンに對しての民族解放の運動は、内部轉換を餘儀なくされ、自國の絕對主義的君主にその方向がむけられたのである。しかし、當時のこの

運動の *Trieb* はインテリゲンチヤ及び第三階級であつたが、その組織的形態は獨逸大學生の「*Burschenschaft*」及び *H. Heine*, *L. Börne* 等の *Junge Deutschland* であつた。」(序説一七頁)と、フェデリチは論じている。そして當時のリベラリストの代表者と目される *Rotteck* の言葉「*Ich will lieber Freiheit ohne Einheit als Einheit ohne Freiheit*」(余は、自由なき統一よりも統一なき「自由」を渴望する。)(序説二一頁)を載せて、當時の社會的狀態——就中自由主義者の状態を單的に示している。これらの状態に關しては、同じロテックの「立憲主義のフランスと絶對主義のドイツとが戦えば、全自由主義者はフランスに與するであろう」(小松春雄著 概説近代歐洲政治社會史一〇二頁参照)との言葉によつても、覗い知ることができよう。

更に、他の觀點からもフェデリチは論述しているが、それらについては省略して、次の *Rechtsstaat* の問題についての、フェデリチの見解を垣間見てみよう。

「從來、政治的自由の課題を、市民の國家に對する争鬪の觀點によつて論じて來たのであるが、一八四〇年を契機としての統一獨逸の欲求は、國防的立場及び *Bürger* の兩面より起つて來た。而して、その統一獨逸國家については *Bürger* の意識のうちに、國家活動に限界を加えんとする動向が顯著となり、——換言すれば、國家の活動様式を固定化、制限化して、又反面においては個人の公的生活(政治參與：筆者註)に對する關與の方法の可能性を、招來して來たのである。この内容を保有し、それを形式化した國家——即ち、法治國家といえるのである。」(序説一八頁—一九頁)と法治國

家の成立に關して、それを獨逸自由主義理念の發展の觀點より論ずる。その後一八七一年の統一獨逸の諸事情、IIカトリック教會の法王至上主義(Ultramontanisms)及びこれに對するビスマルクの教會壓迫(所謂 Kultur Kampf)一八八四年の Die Deutsche Liberale Partei の成立等IIを詳細に論じているが、これらは省略したい。以下第一次世界大戰及びワイマール憲法下の獨逸デモクラシーの諸問題、そこにおけるウェーバー(Max Weber)等の見解も論じているが、これらも併せて他の機會に譲り、フェデリチのナチス觀を最後に紹介しようと考える。

「ナチスは、左派勢力に對抗して生じた所のものである。祖國の没落によつて増大化し、祖國を不幸に再び陥し入れたものである。

Gebild の權化として戦い、最後に獨裁者によつて墮落したものである。その獨裁者は、國民によつて創造され、固く擁護され、その獨裁者は反面において、その敵對者の全ての見解を歪め、民族共同體の名において國民主權を變更し、その民族共同體の理念を極端な偶像に祭り上げ、且又、他國民の祭壇(Altar)迄も犠牲に供し、そして獨逸國民自體を無思慮な實驗に供し、指導權掌握者のローマンチックなトラギッシュな夢を實現し、teutonisch な精神を夢みた所のものである。」(序説二九頁)

以上によつて、編著者フェデリチの序説における主張の、極めて一部を生硬乍ら紹介してみたが、最後に、筆者の讀後感、及び當著の構成に關しての私見を披瀝してみた。

五 獨逸自由主義に關しては、前記小松氏の著(三〇二頁參照)に述べられているように、その邦語文献II大類伸著「列強現勢史・

ドイツ」及び岡義武者「獨逸・デモクラシーの悲劇」を小松氏は擧げているIIは數が僅少である。又、外國圖書においても、筆者の淺學さからであるが、その理念及び發展史の説かれているものもそう多いとは思われない。その意味でも、當著の企畫は、後學のものにとつて貴重な存在と考える。又、その内容において、各時代區分に、それぞれ適合した思想家の論説を設け、それらについての背景を、編著者が「序説」として記述した試みは、斯學を志向するものにとつて參考文献として有難いと考える。

しかし「序説」における編著者の論述は、獨逸自由主義理念の形成、及び獨逸自由主義を育成した母胎の變遷を、簡にして要な筆致で展開している。それぞれの時期における各思想家の立場も、序説を一讀すれば、一應の知識が得られると考える。又、紹介し得なかつた最後の Anhang は、最近世(一九三三年以降)の獨逸自由主義についてであり、今後の課題をも含めて、極めてその勞作は評價されてよいと思われる。然し、フェデリチも「ナチス觀」においては冷靜なる科學者の態度をとつておらぬように考える。即ち、さきで紹介した見解は、ナチスの運動、及びその短所を追求するに鋭くして、何故、ナチスがあのような運動をとらざるを得なかつたか、という疑問に答えていないと思う。筆者は、ナチス運動も、それを成立せしめたワイマール體制、及び獨逸自由主義の盲點に、ナチス運動の實態を把握せねばならぬと考えるからである。然し、いずれにせよ、當著は、獨逸自由主義一般の研究に關して、その存在は高く評價されて良いと考える。

(多田眞勳)